

## 生活保護法の指定を受けている薬局の方へ

### 生活保護における後発医薬品(ジェネリック医薬品)の 使用原則化についてご協力のお願い

- 後発医薬品の普及については、医療財政の改善につながることから、国全体で取り組んでいます。さらに取組を進めるため、今般、法改正を行い、平成30年10月1日から、生活保護においては、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断された場合には、原則として、後発医薬品を使用していただくことになりました。

#### 【生活保護を受けている方への調剤について】

1. 生活保護を受けている方が、一般名処方又は後発医薬品への変更を不可としていない銘柄名処方の処方箋を持って、調剤を受けに来ましたら、下の囲みにある取組内容を説明していただき、原則として後発医薬品を調剤するようお願いいたします。
2. 一般名処方又は後発医薬品への変更を不可としていない銘柄名処方の場合、例外として、先発医薬品を調剤できるのは、①在庫がない場合と②後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている、または先発医薬品の薬価と同額となっている場合です。

**これまで、先発医薬品を希望する者については、一旦は先発医薬品を調剤し、指定薬局はその事情について聴取することとしておりましたが、今後は、単に患者の希望だけでは先発医薬品を調剤することはできなくなります。**

3. また、薬剤師の専門的な知見から先発医薬品を調剤する必要があると考えられた場合は、処方医に疑義照会を行い、医師の判断を確認した上で、調剤するようお願いいたします。ただし、処方医との連絡が取れず、やむを得ない場合は、区生活支援課へ確認いただき、先発医薬品を調剤することも可能です。区生活支援課の連絡先は裏面を参照してください。

※初回調剤時に、休日や夜間等、区生活支援課にも連絡が取れない場合には、事後的に区生活支援課に報告することとして、先発医薬品を調剤することも可能です。

※こうした対応を行った場合は、速やかに（遅くとも次回受診時まで）、処方医に対し、調剤した薬剤の情報を提供するとともに、次回の処方内容について確認してください。

#### 【区生活支援課への情報提供等について】

1. 上記2または3の事由により、先発医薬品を調剤した場合、調剤報酬明細書の摘要欄に同様の内容を記載する形で区生活支援課に情報提供していただくようお願いいたします。また、可能な限り後発医薬品を調剤できる体制整備に努めていただきますようお願いいたします。調剤報酬明細書への記載方法については別紙様式の裏面を参照してください。紙レセプトの場合には別紙様式での情報提供をお願いいたします。
2. 横浜市においても国の指示に従い、生活保護を受けている患者に対し、下記「取組内容」に沿って後発医薬品の品質等について説明していますが、それでもなお、患者が制度について理解できない場合には、区生活支援課に情報提供いただき、区生活支援課における制度説明の機会につなげていただくことも可能です。区生活支援課及び健康福祉局生活支援課の連絡先は裏面を参照してください。

#### 生活保護における後発医薬品に関する取組内容

- ① 後発医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。
- ② 生活保護では、医師または歯科医師により後発医薬品の使用が可能であると判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤されることとなりました。
- ③ 横浜市では後発医薬品の使用原則化についてパンフレット等を使用して全生活保護受給者及び新規に生活保護が開始になった者に対して説明を行っています。

**【取組に関する問い合わせ】**

	住所	電話番号
横浜市健康福祉局生活支援課	〒231-0017 中区港町1-1	045-671-4088

**【個別の生活保護受給者に関する問い合わせ】**

名称	住所	電話番号
鶴見区生活支援課	〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1	045-510-1782
神奈川区生活支援課	〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8	045-411-7105
西区生活支援課	〒220-0051 西区中央1-5-10	045-320-8407
中区生活支援課	〒231-0021 中区日本大通35	045-224-8241
南区生活支援課	〒232-0024 南区浦舟町2-33	045-341-1203
港南区生活支援課	〒233-0003 港南区港南4-2-10	045-847-8404
保土ヶ谷区生活支援課	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9	045-334-6314
旭区生活支援課	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12	045-954-6104
磯子区生活支援課	〒235-0016 磯子区磯子3-5-1	045-750-2405
金沢区生活支援課	〒236-0021 金沢区泥亀2-9-1	045-788-7814
港北区生活支援課	〒222-0032 港北区大豆戸町26-1	045-540-2329
緑区生活支援課	〒226-0013 緑区寺山町118	045-930-2318
青葉区生活支援課	〒225-0024 青葉区市ヶ尾町31-4	045-978-2446
都筑区生活支援課	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-948-2311
戸塚区生活支援課	〒244-0003 戸塚区戸塚町16-17	045-866-8431
栄区生活支援課	〒247-0005 栄区桂町303-19	045-894-8400
泉区生活支援課	〒245-0024 泉区和泉中央北5-1-1	045-800-2400
瀬谷区生活支援課	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町190	045-367-5705

調剤報酬明細書記載方法

報告所 薬局コード 番号		平成 年 月分	1 社 同 2 公 費	3 後 算 4 通 算	1 甲 類 2 2 種 3 3 種	2 本 外 4 家 外	6 高 外 一 0 高 外 7
調剤 報酬							
○ 調剤報酬明細書							10 8 8 7 ( )
<p>処方医が後発医薬品への変更を不可としていない（一般処方名を含みます）場合に、先発医薬品を調剤した場合に、頭に【先発医薬品を調剤した理由】と記入のうえ、次の3点について例にしたがって摘要欄に記入してください。</p> <p>①調剤した先発医薬品名</p> <p>②処方医による処方の種別</p> <p style="margin-left: 20px;">A・・・一般名処方</p> <p style="margin-left: 20px;">B・・・後発医薬品への変更を可とする銘柄名処方</p> <p>③先発医薬品を調剤した理由</p> <p style="margin-left: 20px;">1・・・薬局に後発医薬品の在庫がなかったため</p> <p style="margin-left: 20px;">2・・・処方箋中に疑わしい点があることから、指定薬局の薬剤師が薬剤師法第24条に基づく疑義照会を行い、処方医より先発医薬品が必要と判断されたため</p> <p style="margin-left: 20px;">3・・・後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている、または先発医薬品の薬価と同額となっている</p> <p>【例】一般名処方〇〇〇の処方箋について薬局に後発医薬品の在庫がなかったため、先発医薬品△△△を処方した。</p> <p style="margin-left: 40px;">→【先発医薬品を調剤した理由】△△△A1</p> <p style="margin-left: 80px;">① ②③</p>							
摘要							10 8 8 7 ( )
依頼	請求	決定	金額	月	調剤基本	点	高外等
会社①	点	点	点	月	点	点	点
会社②	点	点	点	月	点	点	点

生活保護受給者への先発医薬品の調剤状況

平成 年 月調剤分

No	調剤を行った月日	受給者氏名	生年月日	公費負担者番号		受給者番号	処方医による処方種別 (A:一般名処方、 B:後発医薬品への変更を可とする銘柄名処方)	処方医が後発医薬品への変更を不可としない(一般名処方を含む)場合に、先発医薬品を調剤した事情等												
				1	2			1	2	1	2	3	4							
1				1	2															
2				1	2															
3				1	2															
4				1	2															
5				1	2															
6				1	2															
7				1	2															
8				1	2															
9				1	2															
10				1	2															

薬局名(住所)

連絡先